

1. こども家庭センターの概要

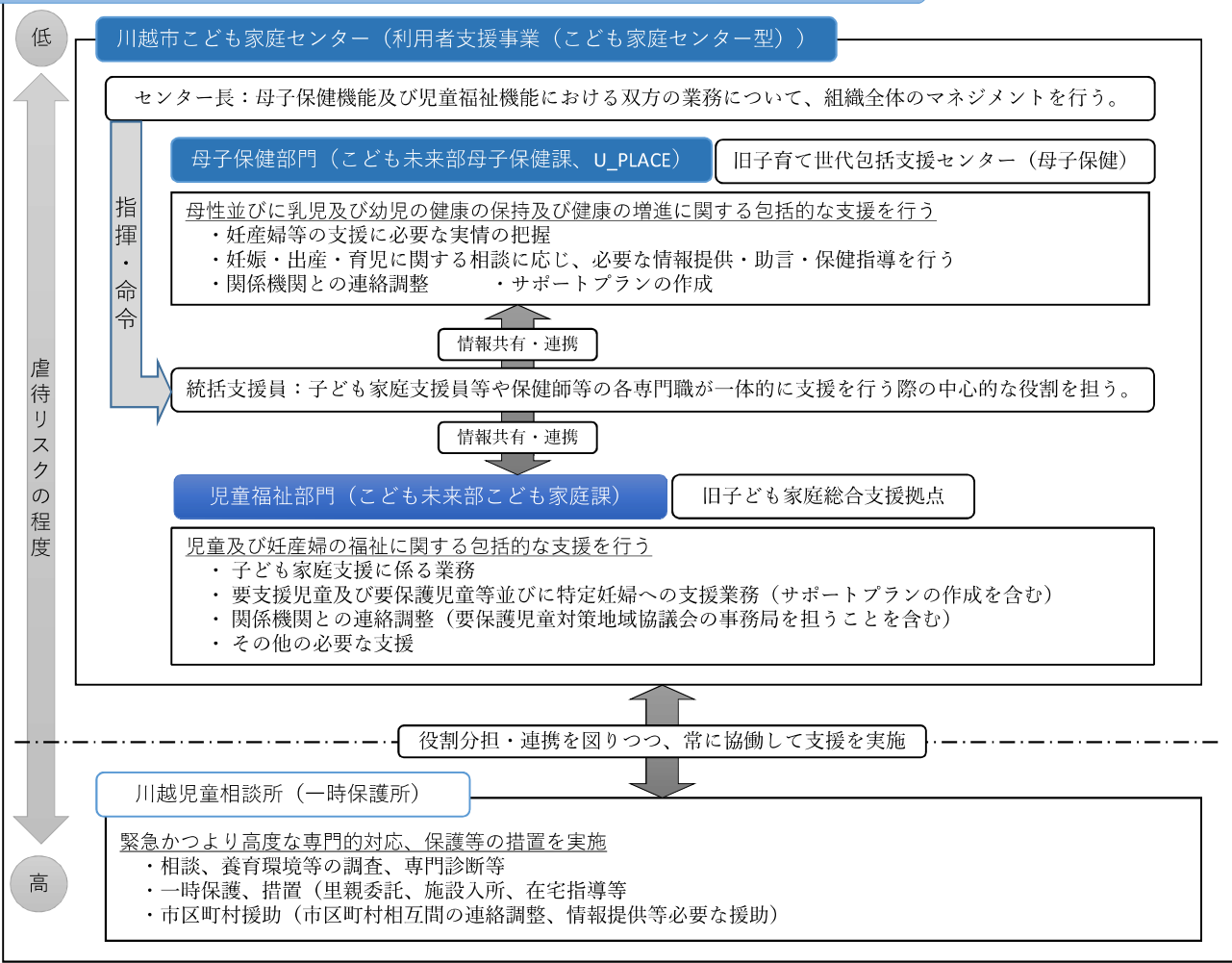
(1) 背景・目的

- 令和4年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）において、市町村は、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとなった。
- これまで「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」それぞれの設置を進めてきた中で、両機関がともに特定妊婦や要支援児童等を支援対象に含んでいるにもかかわらず、組織が別であるために、連携・協働に職員の負荷がかかったり、情報共有等が成されにくい等の課題が生じていたことに対して、両機能を組織として一体的に運営することにより、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての相談支援体制の強化を図るために設置される。

(2) 必要性

- 令和6年4月以降は「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の法的根拠が失われることから、こども家庭センターの設置は努力義務ではあるが、相談支援体制の強化を図るためにこども家庭センターを設置する必要がある。（現在のところ、国は設置目標等は定めていない）。

2. 本市における児童等に対する支援体制の整理（こども家庭センターの位置づけ）



3. 地域資源の開拓

民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓を担い、民間資源・地域資源と一体となった支援体制の構築を図る。
本市においても、関係課で実施しているサービスとの連携を図りつつ、新たなニーズを把握した際には、地域資源化について検討する。
【地域資源の例①：児童福祉法に定める事業】
ショートステイ事業、一時預かり事業、病児保育事業等
【地域資源の例②：民間団体で実施している事業】
子どもの居場所づくり、子ども食堂、地域ボランティア等

4. こども家庭センターが連携する機関等

子育て世帯との接点を増やすことを目的とした地域子育て相談機関等との適切な連携を図ることにより、子どもの状況把握の機会を増やす。
【他の利用者支援事業】
①子育て支援センター
基本型：子育て支援コーディネーター
②保育課
特定型：保育コンシェルジュ
③子育て世代包括支援センター
法令上は廃止となるが、U_PLACEの利用者支援事業3類型は「子育て世代包括支援センター」の名称により継続展開する。
基本型（こども家庭課）、特定型（保育課）
こども家庭センター型の母子保健部門（母子保健課）
【地域子育て相談機関】
相談の敷居が低く、物理的にも近距離にあり、能動的な状況確認等による「子育て世帯と継続につながるための工夫」を行う相談機関。こども家庭センターを補完することが想定される。改正法により新たに児童福祉法に位置づけられた。
保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点事業などが想定される。令和6年4月より整備が努力義務となる。